

町内会本部役員選任要領

1 目的

この「町内会本部役員選任要領」（以下、単に「要領」という）は、岡山市海吉出村町内会の会長、副会長、会計、監査及び各専門部の部長（以下、「本部役員」という）を選任する要領を定め、前任者の任期終了に際しては広く町内に人材を求めて次任者を整齊と選出し、もって町内会務の適正・円滑な運営を図ることを目的とする。

2 選任要領の主旨

（１） 本部役員ごとの選出要領を定め、選出母体をもたない本部役員については隣組の集団による選出母体（以下、「選出群」という）を定めて、その選出群の責任において適任者を選出する。

（２） 本部役員への立候補者がある場合、及び推薦等により本部役員への就任を承諾した者がある場合は、この「要領」は適用しない。

この場合、当該本部役員の選出担当群は当該年度については選出の責を免れるものとし、以後の年度と選出群との関係には変更を来たさない。

（３） 前１，２号により選出された本部役員（要員）は、就任の年度初めに開かれる定期総会において当然選任・否の採決をうける。

3 本部役員の選出要領及び選出群

本部役員の選出要領及び選出群は、付紙のとおりとする。

4 次任者の選出とその時期

任期終了を迎えるに当たり再任を意図しない本部役員は、選出群の責任者たる隣組長を督励して、任期が終了する年度末の２月末日までに、次任者たる本部役員を選出しなければならない。

5 否認又は欠員となった場合の措置

第２項（３）の定期総会において、本部役員（要員）が否認され、又は任期途中で欠員となる場合は役員会においてすみやかに後任者を選出するものとし、これにより難い場合は本要領により当該年度の選出群からこれに代わる本部役員を選出するものとする。

6 他の町内会役職との重複又は近接の回避

各隣組は、本部役員と幹事（＝組長）の就任年度が重複しないことはもちろん、少なくとも３年以内に近接して役員に就任することがないように配慮するものとする。

ただし、監査と幹事（＝組長）との就任年度の近接は格段の考慮を要しない。

7 適用開始時期

この「要領」は、平成１２年度から適用する。

ただし、副会長及び保健衛生部長の選出要領については平成２６年度から適用する。

8 役員報酬

町内会活動に対する報酬を以下のように、年度末に支払う。

ただし、各業務を怠った役員にたいしては、役員会過半数の賛同を得られれば、支払う必要はないこととする。

会長： 40,000円

副会長： 15,000円

総務部長： 15,000円

部長： 10,000円

組長： 5,000円

相談役： 5,000円

※2025 年度から改訂

旧報酬

会長： 10,000円

副会長： 3,000円

総務部長： 3,000円

部長： 3,000円

組長： 0円

相談役： 0円